

# 茨城県労働保険指導協会だより

令和元年 冬号

2020年4月より

## 民法(債権関係)の大改正の概要…P2

★改正概要(消滅時効、法定利率、保証、約款など)

★保証制度の改正概要(個人の根保証契約ルール、情報提供義務)

健康保険&厚生年金保険の

## 保険料に関する基礎知識…p3

2019年10月の法改正に伴う**随時改定**をお忘れなく…p 4~5

★随時改定の概要

★**固定的賃金の変動とは?** / **標準報酬月額とは?** / **随時改定の特例**

令和元年度

## 地域別最低賃金…p6~7

★月給・日給の方も最低賃金以上かどうかのご確認をお願いします

## 社会保険に加入しましょう…P8

今月の深掘り知識:パート・アルバイトの社会保険への加入義務

令和元年第3期労働保険料の納期です  
納期限までにご納付をお願い致します

当会にて社会保険(健康保険・厚生年金)のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 029-825-5560 (代)

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。

「茨城県労働保険指導協会ブログ」「西村治彦の日記」「西村社会保険労務士事務所だより」

特集…  
最低賃金の変更&消費税10%に伴う  
社会保険料の随時改定

# 社会保険に加入しましょう



**!** 経営者の方も  
所得補償のある労災保険  
に任意で加入すれば  
安心です。

## 労災保険

1人でも従業員を雇っていれば  
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、  
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご  
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。  
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



## 厚生年金保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入  
（飲食業、理容業、税理士等の一部の  
業種は任意加入）

健康保険・厚生年金保険  
の保険料に関する記事は  
本誌3～5ページ。

### 法改正

28年10月より  
従業員501人以上の事業所で  
健康保険・厚生年金保険の  
加入対象が広がりました。

## 雇用保険

31日以上引き続き雇用が  
見込まれ、  
1週間の所定労働時間が  
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）  
を1人でも雇っていれば加入義務があります。



### 法改正

雇用保険の適用拡大。  
29年1月より  
65歳以上も加入対象。

## 健康保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入  
（飲食業、理容業、税理士等の一部の  
業種は任意加入）



## 当会では 窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

- 健康保険・厚生年金のお手続き
- 就業規則や労使協定の作成及び届出
- 助成金の申請
- 労務相談
- 給与計算、等



### 社会保険労務士34名

西村治彦、原田淳也、杉山尚、  
齋藤正雄、橋本宗太郎、松浦良介、  
津久井美知子、塩島英和、西拓也、  
武藤真義、西村由希恵、武藤雅子、  
宮山隼輔、鎗野真一、山崎勝則、  
菱野義将、山崎千恵理、山本均、  
小山真史、井上京子、有田公明、  
齋藤慎、沼田敦、内野大輔、  
竹内俊介、大代淳、榎原庄二、  
村野雅一、伊藤益弘、和泉智孝、  
林浩太、山本隆史、神長寛人、  
江本亜美

最高責任社会保険労務士事務所の所員と  
西村所長の個人ブログを公開中

西村社会保険労務士事務所だより [検索](#)

西村治彦の日記 [検索](#)



## 詳しくは当会まで

 **029-825-5560**

茨城県労働保険指導協会のブログを公開中

茨城県労働保険指導協会 [検索](#)

## 今月の深堀り知識

### Q. パート・アルバイトの方の 健康保険&厚生年金保険の加入義務は？

関連記事:3ページ「健康保険&厚生年金保険  
の保険料に関する基礎知識」

\*社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入は、**企業単位**で  
行います。社会保険に加入すべき企業については、上段の「社会  
保険に加入しましょう」をご覧ください。社会保険に加入  
している企業では、**本人の意思**に関係なく、**原則、適用要件**  
にあてはまる方は**全員、社会保険**に加入します。

### A.

#### 従業員数501人以上の企業の場合

所定労働時間が週30時間以上、もしくは、①～⑤すべて  
満たす場合には、健康保険と厚生年金保険に加入の義務が  
あります。

- ① 1週間あたりの**所定労働時間が20時間以上**。
- ② 1ヶ月あたりの**所定内賃金が88,000円以上**。
- ③ **雇用期間の見込みが1年以上**であること。
- ④ **学生でないこと**。
- ⑤ **75歳以上でないこと**（健康保険）。  
**70歳以上でないこと**（厚生年金保険）。

#### 従業員数500人以下の企業の場合

次にあてはまる方は健康保険と厚生年金保険に加入の  
義務があります。

「**1週間の所定労働時間**」および「**1か月の所定労働日数**」  
が、同じ企業で同じ業務を行っている正社員など一般社  
員の**4分の3以上**。ただし、**75歳以上でないこと**（健康保  
険）。**70歳以上でないこと**（厚生年金保険）。

（上記要件を満たさない場合には、加入の義務はありませんが、  
社会保険に加入することについて労使で合意がなされており、  
従業員501人以上の企業の加入要件①～⑤をすべて満たす方は、  
健康保険と厚生年金保険に任意で加入することができます。）